お知らせ

現況届を提出してください児童扶養手当・遺児手当の

手当は支給されません。

「大月は現況届提出月です。提出を
の大方には、原出日の大きの大きの大きの方で、一定の条件を満たせば
の見童を養育しているひとり親
の見童を養育しているひとり親
の見童を養育しているひとり親
の見童を養育しているひとり親
のまうな場合があ
のまうな場合があ
のまうな場合があ
のまうな場合は、

受けることができるとき (児童扶受けることができるとき (児童扶受けることができるとき (児童扶

縁関係を含む)に養育されているは里親に依託されているとき、児童が入または母の配偶者(内は里親に依託されているとき

(内226) (D26) (内226) (D26) (D2

出 を お 忘 れ な く所得状況届•現況届の提

期日までに提出してください。状況届、現況届の提出が必要です。引き続き手当を受けるために、所得次の各手当を受給している方は、

対象手当

再生実施計画の策定、再生方法の

・愛知県在宅重度障害者手当

特別障害者手当

者と引き受け手の調整

農地 (耕作放棄地)

の所有

障害児福祉手当

1 (内226) 課社会福祉係 (■(48)111 提出先・問い合わせ先 住民福祉提出期限 九月十日(金)



耕作放棄地対策協議会設立

受知県知多農林水産事務所、JA で (農林水産省)では、農地の有 国 (農林水産省)では、農地の有 国 (農林水産省)では、

地域協議会の業務町農業関係団体の代表者の別の代表者の別の代表者の別の代表者の別の代表者の別の代表者の別のの代表を関係のである。

は民福祉 ・営農定着 二万五千円/十アール・土壌改良 二万五千円/十アール・再生事業 三万円・五万円/十年年 東美 三万円・五万円/十年年 東美 三万円・五万円/十年 東生・利用事業の補助

の耕作・管理ができず、耕作放棄高齢や仕事などの理由により、農補助には一定の条件があります。の二分の一

ごをお願いすることがありますので、 農地の所有者や農業者に意向調査な 再生実施計画を作成するにあたり、 談ください。 地の耕作・管理ができず、耕作放棄 地の耕作・管理ができず、耕作放棄

(内235)(商業課内) (企業課内) (企業課内) (企業課内) (企業課内) (企業課内) (企業課内) (企業課内) (企業課内) (本地域協議会事務局で、どをお願いすることがありますので、という。

水稲共済加入農家の方へ

損害評価野帳は各地区の損害評価でください。でください。でいる方は、損害評価野帳に必要事が稲共済加入農家で被害が発生し

員から、被害田の分だけ受け取って

ください。

被害田の届出先(野帳提出先)対象とならない場合があります。穫された場合は、共済金支払いの損害評価(被害調査)の前に収

提出期限各地区の損害評価員

極早生種

九月一日(水)

問い合わせ先早生種以降 九月二十四日(金)

阿久北町役場産業課■(20)7811知多地区農業共済事務組合

■(48)1111 (内235)阿久比町役場産業課



職場のトラブルで 悩んでいませんか

解雇、配置転換、賃下げ、いじめなど労使間のトラブルで悩んでいる方は、愛知労働局の総合労働相談コーナーまでご相談ください。

問い合わせ先

半田総合労働相談コーナー ■(21)1030 HP http://www.aichi-rodo.go.jp